

臨床検査を終了した検体（残余検体）の 業務，教育，研究のための使用についてのお願い

当院では目的検査終了後の臨床検査検体の一部を業務、教育、研究のために「臨床検査を終了した検体の業務，教育，研究のための使用について－日本臨床検査医学会の見解－」のもとと使用することがあります。患者さんのご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

対象

当院にて臨床検査を終了した血液，体腔液，組織，細胞など検体。また検査検体から作成された標本。ただし分離病原微生物は対象外とする。

業務について

精度管理，基準範囲の設定，新試薬と現有試薬の比較，測定法の改良と評価など。臨床的有用性が確立された遺伝子関連検査などを含む。

教育について

学生，医療施設の職員などを対象とした臨床検査の講義，実習，研修など。資格認定試験を含む。

研究について

疾病の予防方法，診断方法および治療方法の改善，疾病原因および病態の理解を目的として実施される医学系研究。

倫理的配慮について

患者さんの個人情報や検査データについての守秘義務を順守し，患者さんに不利益を被らないように行う。

利用承諾について

ご承諾いただけない患者さんは、お手数ですが下記担当者までご連絡ください。申し出がない場合はご承諾いただいたものと判断させていただきます。なお、承諾の可否が診療内容に影響することはございません。

問い合わせ先

岩手県立宮古病院 臨床検査技術科

担当者：臨床検査技師長

電話：0193-62-4011（内線:5945）